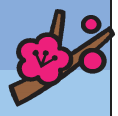
事務所通信　No.280　　平成３１年２月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

■働き方改革　4月スタート！



1　労働時間関係

①時間外労働の上限規制　31年4月1日施行

（中小企業32年4月1日施行）

▲時間外労働の上限は原則として、月45時間・年360時間が上限となり臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできなくなります。

▲臨時的な特別な事情で労使が合意する場合（特別条項）でも以下を守らなければなりません。

- 時間外労働・・・年720時間以内
- 時間外労働＋休日労働・・・月100時間未満

２～６か月平均80時間以内とする必要があります。

▲時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６か月までです。

▲上記に違反した場合には、罰則（６か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

適用を猶予･除外する事業･業務

▲以下の事業・業務については、上限規制の適用が５年間猶予されます。

・自動車運転の業務　・建設事業　・医師

猶予後の取り扱い　平成36年４月１日以降

自動車運転の業務



▲特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外の上限が年960時間となります。

▲時間外労働と休日労働の合計について

- 月100時間未満
- ２～６か月平均80時間以内

とする規制は適用されません。

▲時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６か月までとする規制は適用されません。

建設事業



▲災害の復旧･復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。

▲災害の復旧･復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、

- 月100時間未満
- ２～６か月平均80時間以内

とする規制は適用されません。

医師



▲具体的な上限時間は今後、省令で定めることされています。

②高度プロフェッショナル制度の創設　31年4月1日施行



▲金融商品の開発、ディーリング、アナリストコンサルタント、研究開発の５業務に携わる年収1075万円以上の人を対象とし、医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康措置を設けた上で時間外労働の上限規制は適用しません。

③月60時間超の割増賃金（50%以上）　35年4月1日施行

▲中小企業も対象となる。（猶予措置を廃止）

2　年次有給休暇の時季指定　31年4月1日施行

▲年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に年休付与の基準日から１年以内に５日について使用者が取得時季を指定して与えなければなりません。労働者が自ら申し出て取得した日数や計画的付与で取得した日数は5日から控除できます。時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、できる限り労働者の希望に添った取得時季になるよう聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

▲使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/篠田圭子 ＊ P3.4/篠田昇 ］

■正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止 平成32年4月1日施行

（中小企業は平成33年4月1日施行）

▲厚生労働省は **同一労働同一賃金ガイドライン**を交付･告示しました。これは正社員と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合にいかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか原則となる考え方と具体例を示したものです。

◆パートタイム労働者･有期雇用労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針

① 基 本 給

▲基本給が、労働者の能力又は経験に応じて支払うもの、業績又は経験に応じて支払うもの、勤続年数に応じて支払うもの等、その趣旨･性格が様々である現実を認めた上で、それぞれの趣旨･性格に照らして、実態に違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

▲昇給であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについては、同一の能力の向上には同一の、違いがあれば違いに応じた昇給を行わなければならない。

② 賞 与

▲賞与であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

③ 各 種 手 当

▲役職手当であって役職の内容に対して支給するものについては、同一の内容の役職には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。そのほか業務の危険度又は作業環境に応じて支給される**特殊作業手当**、交代制勤務などに応じて支給される**特殊勤務手当**、業務の内容が同一の場合の**精皆勤手当**、正社員の所定労働時間を超えて同一の時間外労働を行った場合に支給される**時間外労働手当の割増率**、深夜･休日労働を行った場合に支給される**深夜・休日労働手当の割増率**、**通勤手当･出張旅費**、労働時間の途中に食事のための休憩時間がある際の**食事手当**、同一の支給要件を満たす場合の**単身赴任手当**、特定の地域で働く労働者に対する補償として支給する**地域手当**等については、同一の支給を行わなければならない。

※定年後に継続雇用された有期雇用労働者についてもパートタイム・有期雇用労働法が適用される

■雪による労働災害に注意



▲冬期の転倒災害ではこんな所が危険です。

1位 通路（同率） 歩行中

1位 駐車場（同率） 車周辺+歩行中

3位 道路 **4位** 出入口（段差・スロープ等）

▲災害防止のポイント

①屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。

②事業場玄関には、転倒防止シート・マットを敷くことにより滑りにくくし転倒災害を防止する。

③夜間･早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。

④耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。

⑤屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。

＊冬期特有災害の半数は気温の低い深夜から早朝に発生しており、最高気温が氷点下以下の日には昼間時間帯にも多く発生しています。翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をしましょう。

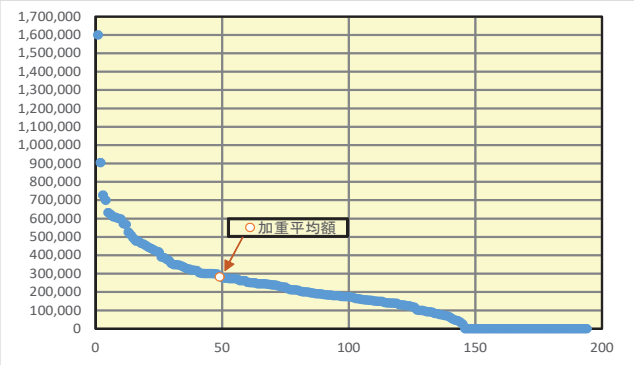


■30年冬期賞与分析

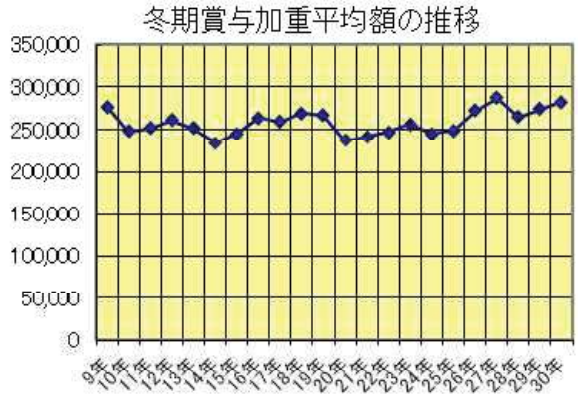
▲この冬の賞与の支給状況の分析結果をお知らせいたします。（当事務所が取扱った「社会保険賞与届」からの分析です。）

㊟社会保険加入のパートタイマーを含みます。

■会社別一人平均賞与額プロット（194社）



■全社加重平均額は282,036円（前年比102.96%）



■冬期賞与支給ゼロは49社（25.3%）



■ ２月のミニミニ・セミナー

『総務の仕事（人事・労務編）』

▲ 専門的な知識を多く必要とする部署です。総務担当者なら知っておきたい基礎知識について解説します。

▲ 平成31年2月19日（火曜日）
午後１時30分～３時00分

▲ 講　師：弊所スタッフ　伊藤奈保子

▲ 会　場：篠田パートナーズ事務所

▲ 対　象：企業経営者及び人事担当者

▲ 定　員：先着10名

▲ 受講料：無料

▲ 申込み：当事務所までご連絡下さい。

★３月の予告★

『メンタルヘルス・マネジメント基礎編』

▲ 心の健康（メンタルヘルス）のためのセルフケアを中心に解説します。

▲ 平成31年3月12日（火曜日）午後１時30分～

▲ 講　師：弊所スタッフ　島影由美子

新入社員研修のご案内

★仕事の知識・技術の修得前に、社会人としてのマナー、心構えを教え、「聴く耳」を磨いてお返しします。多数の参加をお待ちしています。

★日　時：平成31年3月19日・20日（火・水）
午前8時45分～午後５時

★場　所：新発田市五十公野公園内
「サンワークしばた」

★プログラム
１９日「企業人としての基礎」徹底理解！
２０日　学生気分払拭！「３０kmハイク」
（雨天、荒天、吹雪決行！！）
☆どちらか１日の参加も可能です。

★講　師：篠田パートナーズ事務所　スタッフ

★参加費：一人　１２，０００円 ＋消費税

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (268号)

■ 旅 (H31.1.10)

▲年々、発売が早まる翌年の手帳を早々に買い、既決の予定を入れた後のまだ空白の多い手帳に、行ってみたい場所を思い浮かべているが、昨今は特に、刻み続ける健康余命の軋む音に焦燥感を感じ、若い頃と今の時の重さに慄くごとく、積年の夢や憧れを前に、「旅をしたい」との思いが増している。

▲昨年の暮れには、７年前、男５人でのトルコ旅行で、毎夜ツアーの夕食を放棄して街で名物料理を食べ歩いていたことから、現地ガイドから「例の五人組」と言われた者で忘年会を開き、勢いで10月前半のカナダ旅行が決まった。

▲そんな折、ニュースで「兼高かおる」の訃報を知り、まだ田舎の小学生だった頃、上品でエレガントな旅の案内人に見知らぬ世界へ導かれ、いつかは行ってみたいと夢を大きく開かせたものである。あれから数十年・・・あの時の感動も忘れ、何とあくせくと過ごしたものかとの自省を込めて「旅に出たい」との思いが湧いた。

▲そして、直後のNHK「ためしてガッテン／寿命を決める数値・安静時心拍数」・・・１分間の安静時心拍数が61～64の突然死リスク１に対し、65～69で1.63倍、70～73で2.54倍、74以上で2.61倍とある。ところが心臓手術以後毎日測っている私の心拍数は80―90台。原因とされるタバコはやらず、百薬の長の酒は毎晩嗜み、ストレスは以前より減った筈と考えあぐね、蓮如上人のお文「朝には紅顔ありて、夕には白骨となれる身なり・・」が頭を過ぎり、その前にこの世での旅を沢山したいとの思いが一層湧き上がった。

■ 八重山４島巡り (H31.1.22)



▲昨年９月下旬、今年の手帳を買い込んだ直後に「冬の温暖を体験したい」との思いで手配した、１月17日から３泊４日の「八重山４島巡りの旅」を楽しんだ。約１年前にポルトガル旅行を共にした千葉に住む女房の妹夫婦を誘っての旅だった。

▲我らは、17日6:56新潟発の新幹線で東京に向かい、羽田で落ち合い、11:15石垣島へ離陸した。新潟はみぞれ模様でジャンパーに、セーター、襟巻き、東京は快晴で襟巻きを外し、そして14:40小雨の新石垣空港に到着し、セーターを脱いだ。

▲その日は、ホテル近くの店で島唄を聴きながらアグー豚、石垣牛のしゃぶしゃぶの夕食後、南海の島々を望む浜辺の宿に到着し、そのリゾート施設に三泊では勿体なさを感じながら雨上がりの海を眺めた。そして部屋で到着祝賀会。

▲二日目の午前は、竹富島に渡り、伝統的建造物群保存地区指定の「島の農村集落」を回り、白い砂浜で「星の砂」探し。午後は西表島（いりおもてじま）で日本最大のマングローブの群生を見ながら「仲間川ジャングルクルーズ」と水牛車に乗って海を渡る由布島（ゆぶじま）往復を体験した。夜はホテルのレストランでラストオーダーまで粘り、部屋で二次会。

▲三日目は、標高230mにバンナ公園展望台で360度の眺望に感動し、川平湾（かびらわん）のグラスボートで様々な珊瑚や熱帯魚を観賞。午後はホテル周辺を散策し、夜は島の中心街に出て、ビアレストランで軽く一杯、部屋に戻って反省会後、星空観察。

▲最終日は気温24度。シャツ１枚の生活も今日までと、ビーチテラスの木陰でのんびり過ごし、午後の便で、新潟の寒さと明日からの仕事の予定を思い浮かべながら帰途についた。